

# 代理権・同意権付与の 申立てをされる方へ

長野家庭裁判所

保佐開始又は補助開始の申立てをするときに、合わせて代理権付与又は同意権付与（補助人の同意を要する行為の定め）の申立てをすることがあります。（補助開始の場合は、必ずどちらかを同時に申し立てる必要があります。）  
この申立てをするときには、以下の点に注意してご検討ください。

## 申立てをするのは、どのようなときか

保佐人（補助人）が契約等の法律行為を本人に代わって行う必要がある場合には、特定の法律行為について代理権を定めておく申立てが必要となります。（これを代理権付与の審判といいます。）

また、本人が補助人等の同意がないまま契約等の法律行為を行ったとき、それを取り消すことができるようにしておくためなどの場合には、特定の法律行為について同意権を定めておく（補助人の同意を要する行為の定め）申立てが必要となります。（これを同意権付与の審判といいます。）

いずれの場合も、本人の自己決定権を尊重するため、審判するには本人の同意が必要となっています。本人の同意については、裁判所の職員が直接確認しますので、事前に本人と十分お話ししておかれる必要があります。

## 代理行為一覧・同意行為一覧を利用してください

代理権付与又は同意権付与の申立ては、保佐開始又は補助開始の申立書の中に具体的に記載するようになっていますが、法律行為の内容を的確に表すこと

が難しいこともあります。そのため、家庭裁判所では、申立てをする方の利便も考え、「代理行為一覧」「同意行為一覧」の用紙を用意しました。本人のために具体的に必要な事柄を検討する際、また本人の同意を確認しておく際などにご利用ください。

なお、申立ての際、申立書に「別紙『代理行為一覧』のとおり」と記入して、チェックした用紙を添付しても構いません。

## 行為の内容を定めるときに注意すること

### 代理権付与について

- ◎ 包括的代理権は認められません。  
「本人の不動産、動産等に関する管理・処分」など包括的な代理行為は認められません。
- ◎ 事実行為と混同しないでください。  
「通帳の保管」「施設探し」などは、財産管理又は身上配慮に関する事実行為であり、また「預貯金の管理」なども厳密には事実行為とみられますので、代理権付与の対象行為としてはなじみません。
- ◎ 特定の法律行為に絞ってください。  
申立ての目的及び本人の財産状況等から必要な特定の法律行為を挙げれば足りますので、当面必要のない行為まであれもこれもと挙げる必要はありません。  
本人の状況等に応じて、代理権を付加する申立ても可能です。

### 同意権付与について

- ◎ 行為の対象・範囲は限られています。  
民法13条1項に挙げられている行為以外は対象となりません。また、本人の日用品の購入その他日常生活に関する行為は除かれます。  
なお、保佐人に対しては、民法13条1項に挙げられている以外の行為についても同意権を定める、同意権拡張の申立ても可能です。ただ、これは非常にまれな場合ですので、事前に担当係にご相談ください。
- ◎ 特定の法律行為に絞ってください。  
「不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為」〔3号〕などの広範囲な内容ではなく、「本人所有の不動産の売却」「通信販売及び訪問販売による契約の締結」など特定の行為に絞ってください。

# 代理行為一覧

作成者 長野太郎

必要な代理行為をチェックしてください。  
内容については、本人の同意を踏まえて、最終的に

口座番号を特定する方法もありますが、柔軟な対応ができなくなるため、多くの場合しません。

## 1 財産管理関係

### (1) 不動産関係

- 本人の不動産に関する取引 ( 売却,  担保権,  賃貸,  \_\_\_\_\_)
- 他人の不動産に関する ( 購入,  借地,  \_\_\_\_\_) 契約の締結・変更・解除
- 住居等の新築・増改築・修繕に関する請負契約の締結・変更・解除

### (2) 預貯金等金融関係

- 預貯金に関する金融機関等との一切の取引 (解約・新規口座の開設を含む。)
- その他の本人と金融機関との取引 ( 貸金庫取引,  保護預かり取引,  証券取引,  為替取引,  信託取引,  \_\_\_\_\_)

### (3) 保険関係

- 保険契約の締結・変更・
- 保険金の請求及び受領

事実上できている事柄については、代理権として定める必要はありません。

### (4) その他

- 定期的な収入の受領及びこれに関する諸手続 ( 家賃・地代,  年金・障害手当金その他の社会保障給付,  その他 \_\_\_\_\_)
- 定期的な支出を要する費用の支払及びこれに関する諸手続 ( 家賃・地代,  公共料金,  保険料,  ローンの返済金,  その他 \_\_\_\_\_)
- 本人の負担している債務の弁済及びその処理

## 2 相続関係

- 相続の承認・放棄
- 贈与、遺贈の受諾
- 遺産分割又は単独相続に関する
- 遺留分減殺の請求

契約上、代理を求められる場合にチェックします。

## 3 身上監護関係

- 介護契約 (介護保険制度における介護サービスの利用契約, ヘルパー・家事援助者等の派遣契約等を含む。) の締結・変更・解除及び費用の支払
- 要介護認定の申請及びこれに関する不服申立て
- 福祉関係施設への入所に関する契約 (有料老人ホームの入居契約等を含む。) の締結・変更・解除及び費用の支払
- 医療契約及び病院への入院に関する契

通常は、弁護士等が保佐人等に選任されたときに該当します。

## 4 税金・登記・訴訟関係

- 税金の申告・納付
- 登記・登録の申請
- 本人に帰属する財産に関して生ずる紛争についての訴訟行為 (民事訴訟法55条2項の特別授權事項を含む。)
- 訴訟行為 (民事訴訟法55条2項の特別授權事項を含む。) について、当該行為につき訴訟代理人となる資格を有する者に対し授權をすること

本人の財産回復などのため、弁護士等に依頼して訴訟等を行う必要があるときに定めます。

## 5 その他

- 以上の各事務の処理に必要な費用の支払
- 以上の各事務に関連する一切の事項

\* 民法上、代理行為を特定するべきことになっていますので、「本人の不動産、動産等に関する管理・処分」といった包括的代理権の付与は許されません。

## 同意行為一覧

作成者 長野太郎

必要な行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除きます。）にチェックしてください（各項目の号番号は、民法13条1項に対応しています。）。

内容については、本人の同意を踏まえた上で、最終的に、裁判所が決めます。

## 1 元本の領収又は利用（1号）

- 預貯金の払戻し  
 金銭の利息付貸付け

## 2 借財又は保証（2号）

- 金銭消費貸借契約の締結  
\*注：貸付については1又は3にも当たる  
 債務保証契約の締結

## 3 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為（3号）

- 本人所有の不動産の売却  
 本人所有の土地又は建物について抵当権を設定すること  
 贈与、寄付行為  
 商品取引、証券取引  
 通信販売（インターネット取引を含む。）及び訪問販売による契約の締結  
 クレジット契約の締結  
 金銭の無利息貸付け

1・2・3号については、広範な内容であるため、具体的に行為の内容を特定することが好ましいものです。そのため、これまでの例などから代表的なものを挙げてあります。

 4 訴訟行為（4号）

\*注：相手方の提起した訴え又は上訴に対して応訴するには同意を要しない。

 5 贈与、和解又は仲裁合意（第5号） 6 相続の承認若しくは放棄又は遺産分割（第6号） 7 贈与の申込みの拒絶、遺贈の放棄、負担付贈与の申込みの承諾又は負担付遺贈の承認（第7号） 8 新築、改築、増築又は大修繕（第8号） 9 民法602条に定める期間を超える賃貸借（9号）